

里親養育推進の実践事例（福岡市）①

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

家庭復帰や家庭養育を推進するケースマネジメントの強化

取組みの背景

- 児童養護施設長期入所によるこどもの孤立化** ※2015.11.1施設入退所調査（福岡市）
 - ・入所期間が3年を超えると家庭復帰割合が激減し、親族引取りも里親委託等もなく自立まで長期入所
 - ・入所期間が3年を超えたこどものうち、37%が乳児院からの継続入所、41%が年3回以下の家族交流
 - ・入所時点で将来的な家庭復帰の見通しを立てていたこどもの約半数に現在は家庭復帰の見込みがない
- 児童福祉法2016改正（家庭養育原則）、児童相談所運営指針2018改正（相談援助活動の原則）**
保護者支援(分離予防) → 家庭復帰(再統合) → 親族・知人養育 → 特別養子縁組 → 里親委託や里親移行 等

1 パーマネンシー保障の方針設定

⇒**親子分離後のケースマネジメントの方向性を明確化**

- ①乳児院入所児童の**家庭復帰、親族養育、特別養子縁組、里親委託**のための支援と進行管理を優先的に強化
※特別な場合を除いて乳児院から児童養護施設への措置変更は行わない
- ②施設入所直後から家族参画で支援計画・交流計画を立てて親子交流と家庭支援を推進、**定期的に見直し**
- ③上記②と並行して親族調査や里親選定を行い、**家庭復帰困難な場合の親族養育や必要な里親養育を支援**

パーマネンシー保障

同じ未来への永続的つながりを前提としたこどもへの傾倒的な関わりの中で安心感や所属感を感じさせる家族等がいる環境（例：分離予防・家庭復帰による実親の養育、親族・知人の養育、特別養子縁組）を保障
→強固な絆や予測可能性を基盤とした**アタッチメント形成**、所属感を基盤とした**アイデンティティ獲得**へ

里親養育推進の実践事例（福岡市）②

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

2 ケースマネジメントの体制と仕組みの構築

2016年度～

- 専任の係（家庭移行支援係）**を設置し、乳児院・児童養護施設入所児童の**進行管理**と**個別支援**を強化
- ・係長1名＋施設担当児童福祉司3名でスタート（所内の地区担当福祉司経験者を異動）→現在8名体制
 - ・施設入所直後に**家族参加による三者協議**（家族・児相・施設）を開催し、目標や交流計画・支援計画を合意
 - ・担当施設のこどもの交流状況等を毎月把握 →担当児童福祉司や施設とともに**目標・支援内容を定期再評価**
 - ・集中的に支援することで家庭復帰見込みを早めに見定め、**親族養育や特別養子縁組への目標見直し**を検討
 - ・家庭復帰目標を継続する場合も「**里親委託待機児童**」の里親探し（里親係との定例協議等）で委託を推進

3 施設や市区町村との協働による親子関係構築や家庭復帰の支援

施設等と情報共有しながら**親子交流の促しや質の向上**を支援

- ・家族への声かけや確認事項、助言内容（こどもの言動に困った時の対応法等）などを協議しながら実施
- ・交流前後のこどもの様子や反応（嬉しかった言葉・出来事）を親へフィードバックし、関わり合いを促進
- ・児童家庭支援センターと協働で親子関係構築支援プログラムを実施

市区町村と情報共有しながら**家族を支援・エンパワメント**、**家庭復帰に向けて早めに協議・連携**

- ・親子交流の状況や児相の方針を市区町村に共有し、親への声かけ・励ましや支援内容を協議しながら実施
- ・家庭復帰に向けた児童相談所の援助方針会議に市区町村担当者が出席し、家庭復帰後の支援内容等を協議

4 親族養育や特別養子縁組への移行支援

- ・親子への聴き取り、市区町村や施設への聴き取り、ケース記録確認、戸籍調査などにより**親族探索を徹底**
- ・養育可能性のある親族へ連絡・訪問調査等 →こどもの意向を踏まえて**こどもと親族の段階的交流**を支援
- ・常勤弁護士や家裁と協議して**縁組阻害因**（父母の**238**不同意・行方不明、出生未届等）を明確化 →解決策検討

里親養育推進の実践事例（福岡市）③

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

家庭復帰等に向けた里親養育の推進

共同養育 Shared Parenting

現場でよくある悩みとして…

- 家庭による養育が困難又は適当でなく親子分離に至る場合は、里親委託など家庭と同様の代替的な養育環境で養育される必要がある（児童福祉法第3条の2）
- 他方で、里親委託が適切と思われるこどもであっても、「こどもを取られてしまうのではないか」「他の人のこどもになってしまうのではないか」という不安から、施設入所には同意するが里親委託には同意しないという実親もあり、里親委託が円滑に進まない。

1 里親養育に対する実親の正確な理解を促す方針説明

⇒福岡市では、実親に里親委託の方針説明を行うにあたり、「**里親委託はこどもを取られるわけではなく、（家庭復帰等に向けて）実親と里親が一緒にこどもを育てていくもの**」との認識を実親がもつことができるよう、以下のような**説明上の工夫**をしている。

- ・里親委託は家庭復帰等に向けて一定期間だけ里親がこどもを育てていくものであること、**養子縁組との違い**（法律上の親子関係がなくなって他人のこどもになるのではないこと）などを説明
- ・里親委託後もこどものために**定期的な親子交流（面会）**を続けてほしいこと（※面会制限事例除く）、親子交流の支援も児相と里親の役割であること、**実親と里親が「一緒に育てる」ことがこどもにとって大切であることを説明**
- ・里親委託後も、**こどもにとって大切な話合い**（就学相談等）、**受診**（乳幼児健診、療育判定・通園検討、児童精神科等）、**行事**（入学式、運動会等）などに**参加してもらいたいことを説明**

里親養育推進の実践事例（福岡市）④

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

実親の気持ちを考えると・・・

こどもが里親に取られて帰ってこなくなる不安を抱いている実親に「こどもが暮らせる場所として里親と施設があるが、里親委託でよいか」と聞くと、**自由に措置先を選んでよいく感じ、施設入所のみにも同意したくなる**ことがある。

実親に対する児相の方針説明は・・・

措置先は親の選択に任せるものではなく、**里親養育への誤解（会えない、その家の子になる）を解きながら、こどもの発達や親子関係構築のため里親委託を提案し、意に反しないかを確認**

- ・親子関係を築く基盤（愛着・信頼・会話）が育つ
 - ・家庭での環境や経験、小集団での生活に慣れる
- こどもとの良い交流や家庭復帰へ繋がりやすい**

※同意書には措置先として里親委託と施設入所を併記し、措置先別の選択を前提としない

※連絡がつかない親には方針と回答期限を通知
→**反対なければ方針通り措置（里親委託等）**

同意書

児童氏名 (以下「児童」という)
平成・令和 年 月 日生 (男・女)

児童の、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項に基づく措置（里親もしくは小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は施設入所。以下「3号等措置」という。）については、下記事項を確認のうえ同意します。

記

- 1 3号等措置中の児童の監護、教育及び懲戒に関する、同児の福祉のため必要な措置については、3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長にお任せします。
- 2 保護者の課税状況については、地方税法の規定に基づく課税台帳等により貴所において確認されることを承諾し、3号等措置の費用負担については、福岡市の規定どおり期日までに納付します。
- 3 児童が法で定める定期の予防接種及びその他必要な予防接種を受けるにあたって、これらの予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、各予防接種実施に係る同意には、3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長に委任します。
- 4 3号等措置解除については、貴所及び3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長と協議します。

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市児童相談所長
(福岡市子ども総合相談センター)

保護者（児童との続柄）

住所
氏名
電話

印

里親養育推進の実践事例（福岡市）⑤

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

2 親子関係構築に向けた里親委託後の支援

- 里親委託後も、**里親の協力を得て、親子の定期的な交流を実施**（月1～4回程度）
- 里親による養育の記録**をもとに、児相または里親から実親に対してこどもの日頃の様子などを伝え、実親が「**里親と一緒に育てている**」という**感覚**をもってこどもに関わり続けられるようにしている
→こどものパーマネンシー感覚（自分に関心をもち続けている家族への所属感等）につながる
- 実親子交流の場で児相の立ち合いのもと、**可能なら里親も実親にこどもの様子等を伝えていただく**
→慣れてくれば児相の立ち合いなく実親子交流（送迎、実親との会話）を**里親に任せることもある**

3 代替養育を担う里親の役割についての説明・理解促進

- 自分のこどもとして育てたいという夫婦は養子縁組里親として登録してもらい、**こどもと家族を一時的に支えたい、社会貢献がしたいという希望をもつ方を養育里親として登録**
- 養育里親に対しては、研修段階から、**家庭復帰に向けて親子交流のサポートや連携をお願いしたいこと**、家庭復帰困難な場合は**養子縁組里親への措置変更がありうる**ことなど、代替養育を担う里親の役割を明確に説明
- 里親委託時には、里親候補者に対し、**こどもや家庭に関する情報、予定している親子交流の頻度、家庭復帰の目標時期**などを具体的に説明した上で、**マッチングを実施**

4 委託後の里親を支える仕組み

- 里親支援専門相談員**（乳児院・児童養護施設）⇒里親同士の交流支援、心理職と協同した里親訪問等
- 里親の相談先として、児相のほか、**児童家庭支援センター、フォスタリング機関**など**民間の相談先**を確保
⇒**委託解除の不安などから措置権者である児相には弱音を言ったり相談しにくいというニーズにも対応**
- 里親の自主的な共助**（地域単位での里親同士の相談、預け合いなど）⇒ピアだからこそ支えられる側面がある

里親養育推進の実践事例（福岡市）⑥

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

福岡市の取組みについてのQ&A

○どのような場合も里親委託後の実親子交流をしているのか。

⇒基本的には親子交流を実施しているが、性的虐待など重度の虐待でこどものトラウマや心理面から面会が適切でないケース、こどもが家族との面会を望んでいないケースなど、実施しない場合もある。ただし、連れ去るおそれがある、虐待を認めていないなどを理由に安易に面会制限してこどもの権利を侵害しないよう、児相の立ち合いで安全に面会できないかなど方法を検討する。

○里親が実親子交流に不安を抱えている場合はどのように対応しているか。

⇒里親には、登録前の研修やこどものマッチングの段階から、親子交流の重要性を丁寧に説明した上で委託を受けてもらっているため、大きな不安を口にする里親はあまりいない。
最初の親子交流は児相の面接室で行い、児相が同席して親子交流の方法や計画などを実親と相談している。里親が実親と会うことに不安を感じている様子であれば、里親を同席させないようにしたり、児相が親子交流に同席し続けるなど、ケースバイケースで配慮をして対応している。

○里親と実親が直接会う取組みは珍しいと感じるが、トラブルになった事案などはないのか。

⇒家庭復帰が近づくと里親が実親の養育を不安視したり、こどもが実親の話をした際に里親が否定的になってこどもが葛藤するケースはある。**実親・里親双方に対し、こどものためにはお互いを否定しないこと、お互いの関わり方やこどもの本心を知らせ合うことの重要性などを伝えている。**

里親養育推進の実践事例（福岡市）⑦

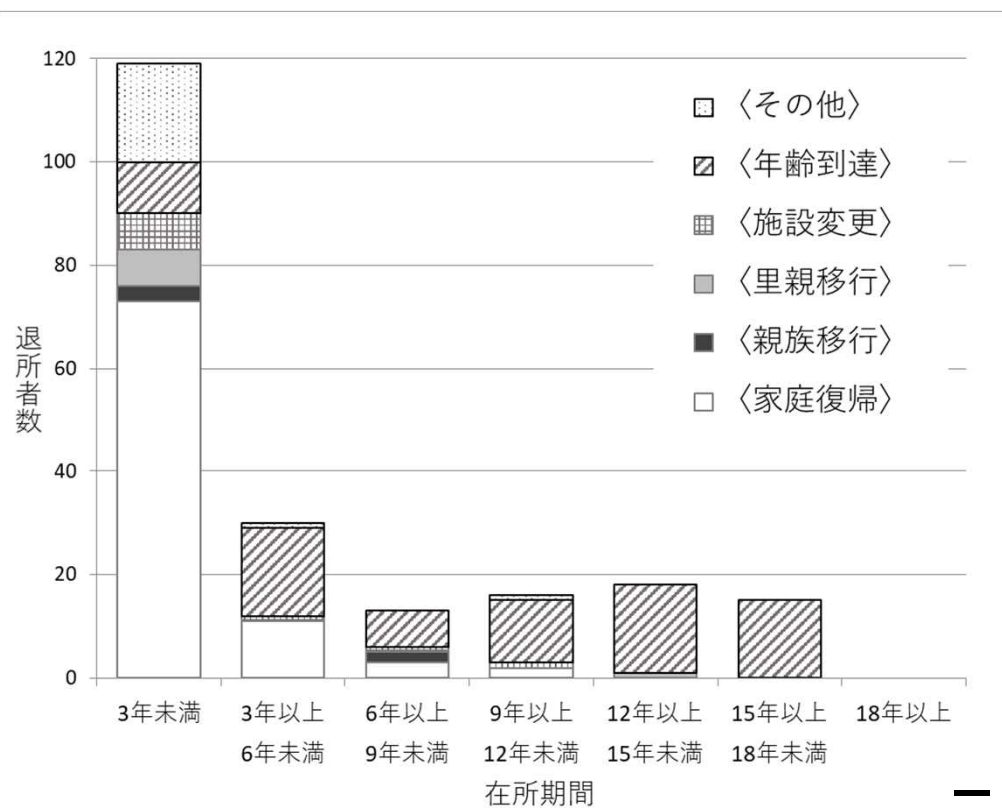
～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

取組みによる結果

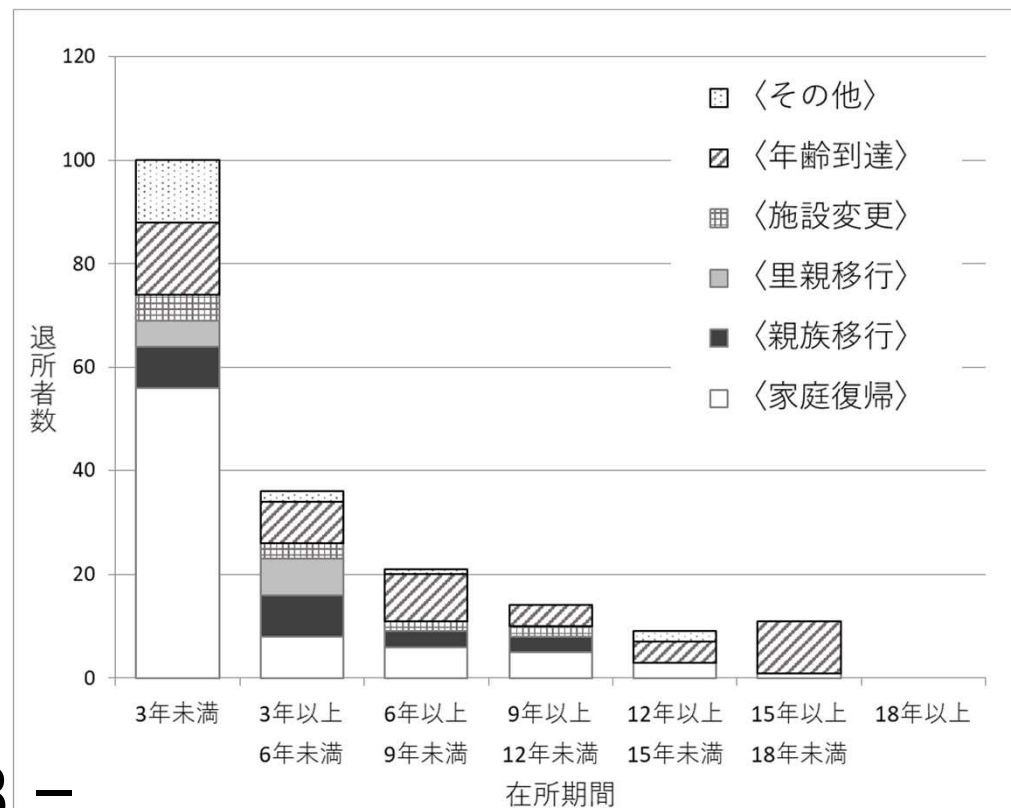
- 支援プロセスとして、児童面接・保護者面接・親族面接の回数が増加
- 親族養育や里親養育へ移行した児童が増加 + 長期入所後(6年以上)に家庭復帰した児童が増加

〈 在所期間・退所理由別の児童養護施設退所者数 〉

係設置前 2013～2015年度



係設置後 2016～2018年度

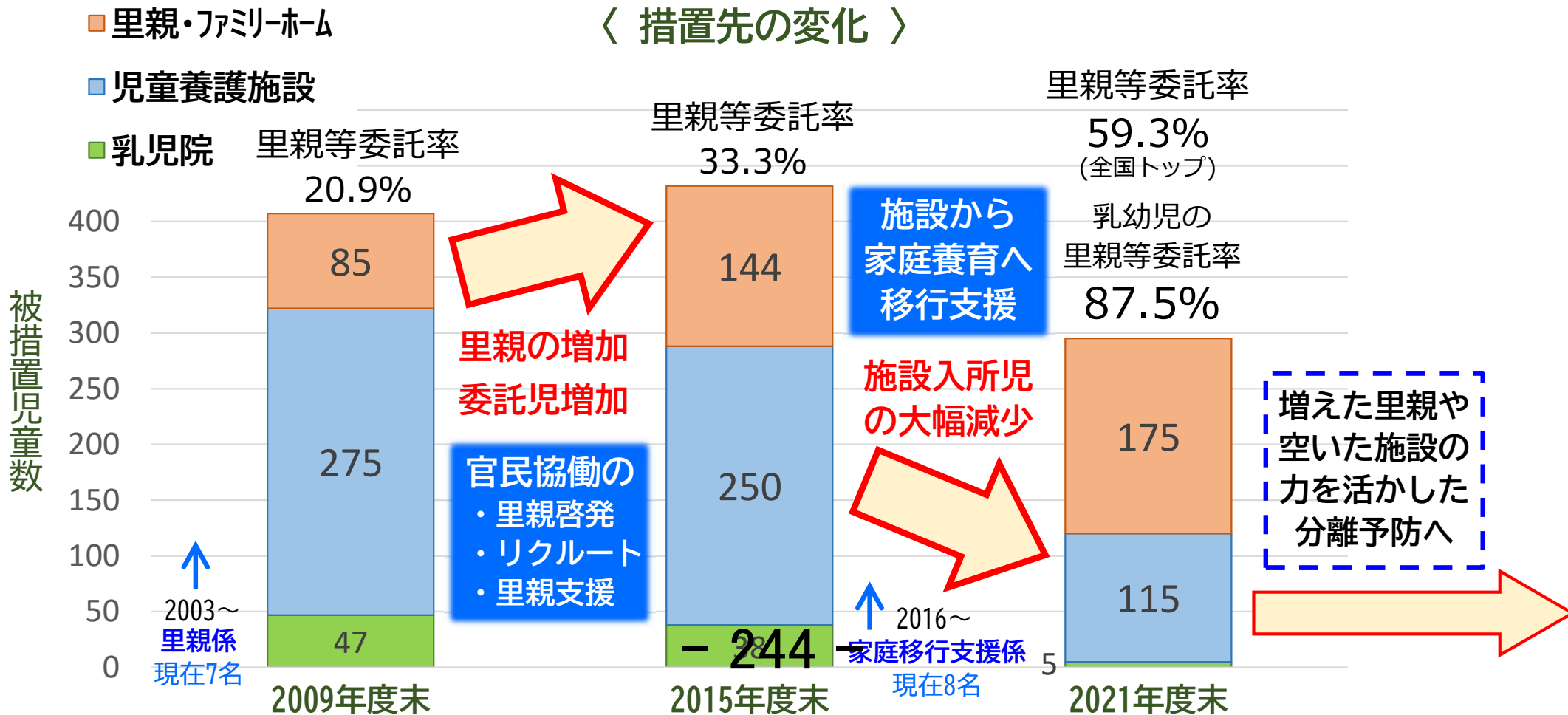


里親養育推進の実践事例（福岡市）⑧

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

取組みによる結果

- **施設児童数が大幅減少** 2015年度末 **288名**（乳児院38名+児童養護施設250名） → 2021年度末 **120名**（5名+115名）
⇒結果として里親等委託率が上昇 33.3%→59.3%
- 乳児院から児童養護施設への施設間措置変更児童数が減少 20名(2013-15年度) → 0名(2016-18年度)



里親養育推進の実践事例（福岡市）⑨

～パーマネンシー保障をめざす家庭養育への転換～

施設と里親の多機能化を軸とした在宅支援（親子分離予防）メニューの充実

取組みの背景

- 施設入所児童数の減少 →施設人材活用の必要性、空きができた**空間**の活用可能性
- 多様な里親家庭の増加 →こどもや家庭の様々なニーズに対応する里親の**役割拡大**の可能性

1 短期養育へのシフト

- ・一時保護委託里親の積極開拓（乳幼児短期里親リクルート事業）と積極委託
- ・一時保護専用施設の設置（一時保護の地域分散化）による一時保護受託と通学保障（学校送迎）
- ・こどもショートステイ（子育て短期支援事業）の積極受入れ ※10年連続の利用拡大（近年急増）
- ・里親ショートステイの拡大（児童家庭支援センターとフォスタリング機関による調整・支援の実施）
→ショートステイ里親（ショートステイの受入れも可能な里親）の登録は**100名を超えて拡大中**
- ・親子ショートステイの開始（乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、フォスタリング機関）

2 親子支援メニュー（通所・宿泊・訪問）の構築

- ・妊娠相談窓口設置と産前からの母子入所による生活・養育の支援（母子生活支援施設の多機能化）
- ・養育力獲得や親子関係構築のための通所プログラムと親子宿泊型支援の実施（乳児院の多機能化）
- ・訪問型のペアレントトレーニングの実施（児童養護施設の多機能化）
- ・里親家庭での親子宿泊型支援に向けた里親サ**245**ト開始（フォスタリング機関の多機能化）

児相と民間フォスタリング機関が一体となって里親委託を推進している先駆的事例の紹介（東京都内）①

児相と民間フォスタリング機関が一体となって里親委託を推進している事例

○東京都内では、都児相の一部及び5つの区児相（江戸川区、港区、板橋区、豊島区、葛飾区。なお、葛飾区は令和5年10月開所予定。）において、民間機関である**社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院内のフォスタリングチーム「二葉・子どもと里親サポートステーション」**にフォスタリング業務を委託している。

⇒これらの児相では、「二葉・子どもと里親サポートステーション」の職員が児相の執務室に机を並べ、児相の里親担当職員とチーム一体となってフォスタリング業務に取り組んでおり、包括的な里親養育支援体制を構築している。

○以下では、**港区児相での取り組み**を例として紹介する。
※港区では、令和3年4月の港区児相開設に伴い「二葉・子どもと里親サポートステーション」へのフォスタリング業務委託を開始し、同機関の職員からなる「**フォスタリングチームみなと**」がフォスタリング業務を担っている。



「フォスタリングチームみなと」の業務内容を紹介するリーフレット

1 港区児相と「フォスタリングチームみなと」の連携体制

- 児相の職員と「フォスタリングチームみなと」の職員は、児相の執務室で机を並べ、日頃から密なコミュニケーションをとりながらチーム養育支援を行っている。
- また、**共同で週1回程度会議を行い、各ケースや事業の進捗管理をしている**。「フォスタリングチームみなと」の職員も**児相が行った措置や経過を把握することができ、小さな変化であっても情報が細かく共有されている**。

連携による効果と感ずる点など（港区児相より）

- ・児相とフォスタリング機関が物理的に近いため、**密な情報共有**を行い、**ケース対応や企画等に活かすことができている**と思う。各ケースの状況が細やかに共有されていることにより、**支援の流れが見えやすい**。
- ・児相の職員とフォスタリング機関の職員が協働することで、**支援のスピード（機動性）や連続性を確保することができている**と感じる。

児相と民間フォスタリング機関が一体となって里親委託を推進している先駆的事例の紹介（東京都内）②

2 児相とフォスタリング機関の関係（業務の役割分担や協働すべき業務の整理）

- フォスタリング業務を民間フォスタリング機関に委託する場合であっても、**フォスタリング業務全体のマネジメント等は児相が責任をもって行うことが必要**である。また、**里親登録及び里親委託措置は行政権限の行使**であり、**その最終判断はあくまで児相が行う必要がある**。
- このため、港区児相においても、上記のような前提を「フォスタリングチームみなと」との間でしっかりと共有した上で、里親の新規登録・更新、自立支援計画など里親への対応は、両者で面接や訪問を行うなど共同で対応。「フォスタリングチームみなと」が書類作成事務等を行い、港区児相は支援の全体把握と児相としての意思決定につながる判断を役割としている。
- 他方で、日常的な里親宅への定期訪問・電話連絡等は、「フォスタリングチームみなと」の職員が中心となり児相は必要に応じてこれに関与する形で行い、里親との信頼関係を構築しフォスタリング機関に相談しやすい環境を作るなど、**互いの立場で必要な業務を行い、話し合いながら柔軟にケースを進めている**。
- また、こどもと里親家庭のマッチングの場面では、**里親担当の児相職員と「フォスタリングチームみなと」の職員が話し合っ**てマッチング会議を行い、こどもと里親家庭にとって適切なマッチングを図っている。

3 民間フォスタリング機関の専門性やノウハウを生かした取組み

- 二葉・子どもと里親サポートステーションは里親支援の歴史が古く、長年の経験に基づく専門性やノウハウを持っている。「フォスタリングチームみなと」においても、特に以下のような場面において、**民間フォスタリング機関の専門性やノウハウを活かし、主体となってコーディネートに取り組んでいる**。

<「フォスタリングチームみなと」が主体となっている場面の例>

新規里親登録のための説明会、里親家庭の新規登録及び更新時における児相への来所相談対応、家庭訪問（自立支援計画の作成、里親への方針説明などのため、必要に応じて児相と一緒に訪問する）、里親調査書案の作成、里親委託後のトレーニング（里親のニーズに沿ったスキルアップ研修など）、里親の相互交流など

- ※二葉・子どもと里親サポートステーションでは、**日頃から内部でスーパービジョンを受けたり、職員同士の研修を行うなどして、フォスタリング機関としての専門性の維持・向上に努めている**。

児相と民間フォスタリング機関が一体となって里親委託を推進している先駆的事例の紹介（東京都内）③

4 民間の柔軟性を活かしたきめ細やかな支援の提供

- 「フォスタリングチームみなと」が所属する二葉・子どもと里親サポートステーションの強みとして、民間であるからこそその柔軟性を活かし、里親のニーズに合わせた交流・学び合う場の企画・提供、里親からの夜間休日を含む電話相談への対応、必要があれば週末の訪問支援も実施している。
- また、学校や保育所などの関係機関に対して里親家庭と子どもへの理解と配慮を求めるパンフレット（通称名（姓）、受診券、生い立ちに関する話題の取扱いなどについて）を作成し、各関係機関に出前講座をしたり、子どもが通う学校等へ児相とともに訪問したりする際に使用するなど、きめ細やかな支援に力を入れている。
- そのほか、民間としての柔軟性を活かし、里親委託解除後の子どもの自立支援、フォスタリング業務に連続した取り組みとして養子縁組成立後の訪問・相談対応、養親サロン、養子縁組成立後の子どもを対象としたプログラム（ライフストーリーワークをテーマとするキャンプ等）の企画など、里親委託中の支援だけではなく、児相の係属が終了したケースについても、子どもや養親のニーズに応じて支援を行っている。

「フォスタリングチームみなと」が作成した学校関係機関向けリーフレット



「フォスタリングチームみなと」が作成した里親制度普及・啓発のための「子どもと里親の物語」

各種取り組みによる効果とを感じる点など（港区児相より）

- ・港区児相は開設から2年程度であり、里親支援に関わる人材（児相職員）はまだ多くない。そのため、一緒に仕事をしていく中で、**フォスタリング機関からその支援経験やノウハウを提供してもらうことは、ケースを支援する上でのメリットであるだけでなく、里親支援業務に関する知識やノウハウの蓄積となる観点から有用である。**また、**民間ならではの柔軟な各種取り組みが幅広い里親支援につながっていると感じている。**

東京都内フォスタリング機関の業務の実際 ～二葉乳児院の取り組みをとおして～

社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院
二葉・子どもと里親サポートステーション
長田 淳子（ちょうだ じゅんこ）

はじめに：二葉について

日野

児童養護施設



自立援助ホーム
(2016年～)

小平



調布



児童養護施設



保育園

都立多摩児童相談所フォスティング機関事業
受託

乳児院・フォスティングチーム



里親支援機関事業 3か所都立児童相談所
都立江東児童相談所フォスティング機関事業
都内5区児相フォスティング機関事業 受託

法人本部・保育園



新宿区

自立支援プロジェクト
アフターケア基金

法人全体として
アフターケアのための
独自資金確保、
ノウハウの蓄積
(2017年～)

二葉乳児院職員体制（2023年6月現在）

二葉乳児院

- ・ 里親支援専門相談員 1名
- ・ 里親交流支援員（都単独）1名

二葉・子どもと里親サ ポートステーション (41名)

- ・ 里親等相談支援員 等（常勤）10名
- ・ 里親等委託調整員（常勤）9名
- ・ 里親トレーナー（常勤）7名
- ・ 養子縁組成立後の里親等に対する個別支援事業（兼務1名）
- ・ 自立支援相談員3名（他兼務5名）
- ・ 里親フォローアップ研修担当職員1名
- ・ 里親リクルーター（常勤・非常勤）7・1名
- ・ 統括3名（常勤）
- ・ 心理担当

二葉乳児院

（都事業：新生児委託促進事業）

- ・ 新生児委託推進員 1名

社会的養護のもとにいる子どもたち

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	里親 養育里親、養子縁組里親、 親族里親含む
対象年齢	0～おおむね2歳 (必要に応じて就学前まで)	1歳～18歳まで (必要に応じて 0歳および20歳まで可能)	心理的・精神的課題を 抱える子ども	0歳～18歳まで (必要に応じて20歳まで)
全国 (R3年3月末)	145か所	612か所	53か所	里親登録:14,401世帯 ファミリーホーム:427か所
子どもの 人数	2,472人	23,631人	1,321人	里親委託:6019人 ファミリーホーム委託:1,688人
東京都 (R3年3月末)	11か所	57か所	未設置	里親登録:1060世帯 ファミリーホーム:31か所
子どもの 人数	255人	2,432人		里親委託:489人 ファミリーホーム委託:122人

★施設でも、小規模グループケア、グループホームなどの家庭的養護が推進されている

4. 東京都内の里親支援機関事業のこれまで

H21.2~22.3

- 広報啓発 ○推進委員会
- 訪問支援員派遣調整 ○研修企画 ○養親サロン ○養育体験

H22.4~H24.3

- 新規フォローアップ ○カウンセリング ○広報啓発
- 推進委員会 ○研修企画 ○養親サロン ○養育体験 ○学ボラ派遣調整

- H24.4~29.9
- 夜間電話相談 ○新規フォローアップ ○定期巡回訪問 ○カウンセリング
 - 養親サロン ○養育体験 ○広報啓発 ○保健師看護師派遣調整 ○育児家事兼所者派遣
 - 学ボラ派遣調整

- H30.4~
- カウンセリング ○養親サロン ○養育体験 ○相互交流 ○調査書素案 ○自立支援計画書素案
 - 広報啓発 ○スキルアップ事業 ○フォローアップ事業

* R2より自立支援事業, R4より養子縁組成立後家庭のための個別支援事業

5. 東京都内の里親支援機関と連携

フォスティング機関事業

都立多摩児童相談所

都立立川児童相談所

都立江東児童相談所

都立品川児童相談所

都立小平児童相談所

世田谷区

江戸川区

荒川区

港区

板橋区

豊島区

葛飾区

R5.10開所

里親支援機関事業

都立児童相談所 5か所

中野区



- 八王子・・・NPO法人キーアセット
- 杉並・・・東京公認心理師協会
- センター、北、足立・・・二葉乳児院
- 中野区・・・聖オディリアホーム乳児院

里親支援専門相談員

- * 担当児相（地域）の里親家庭への支援
- * 所属施設の入所児童の委託促進、支援

6. 二葉フォスタリング機関の体制イメージ(2023)

- ・葛飾区(R5.10月開所)

R5.4月より職員配置

- ・荒川区

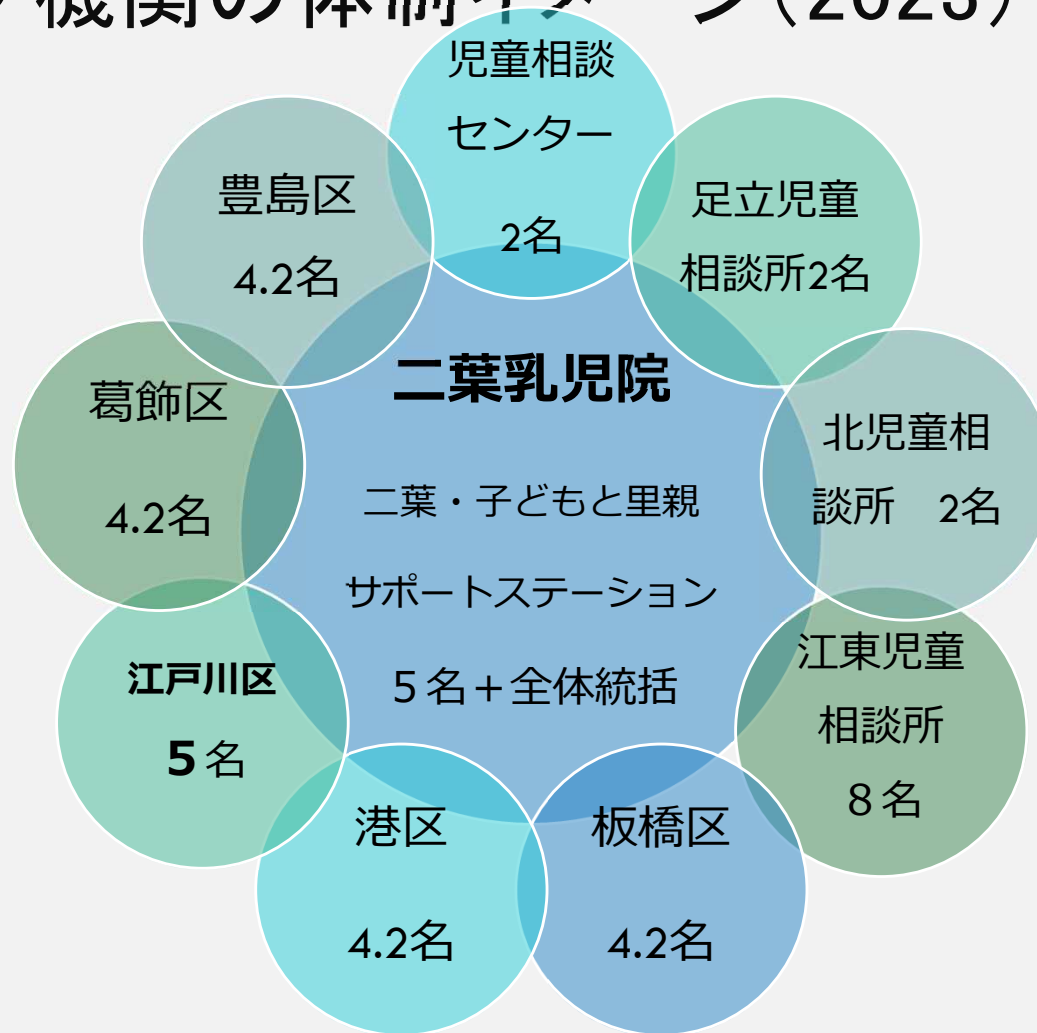
令和5年4月に地元児童養護施設に移行(R2~4年二葉が担当)

* R6 都児相再編

都立杉並、都立八王子

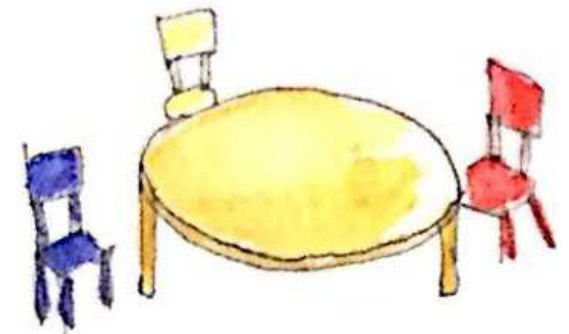
都立練馬

フォスタリングに変更予定



フォスタリング機関スタッフの採用と人材育成

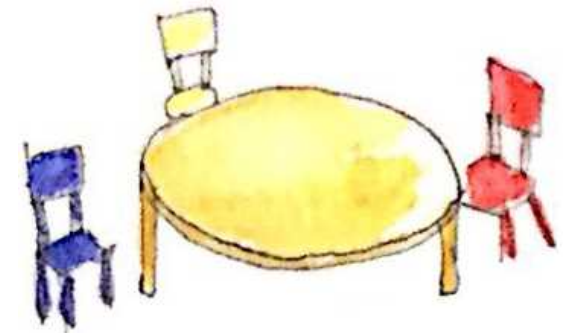
- 二葉の現状…43名専任スタッフ中（延べ数）、
 - 入職前に里親支援関連業務経験者…3名
 - 乳児院職員経験者…15名
 - 児童養護施設等職員経験者…10名
 - 相談援助業務経験者…21名
 - 社会福祉士・精神保健福祉士有資格者…29名・9名
 - 心理有資格者…8名



@2022 二葉・子どもと里親サポートステーション

フォスタリング機関スタッフの採用と人材育成

- 採用に際して…里親支援に対する考え、チームでの業務が可能かの適性
- 採用後…里親制度等に関連する資料・専門職倫理規定の再確認
- 入職当初…研修（法人新任研修、乳児院業務新任研修、
個人情報取り扱い研修、チームビルディングワーク）
OJT（児相ごと、職種ごと、チューター配置、実習 等）
- 入職以降…個々の専門性に合わせた研修受講
SV,全体ミーティング、事例検討 等実施
年2～3回の業務目標等整理のための個別統括面談



@2022 二葉・子どもと里親サポートステーション

二葉・子どもと里親サポートステーション SVおよびグループミーティングの考え方

全体

- チーム全体SV
- チーム全体事例検討
- チーム全体ミーティング

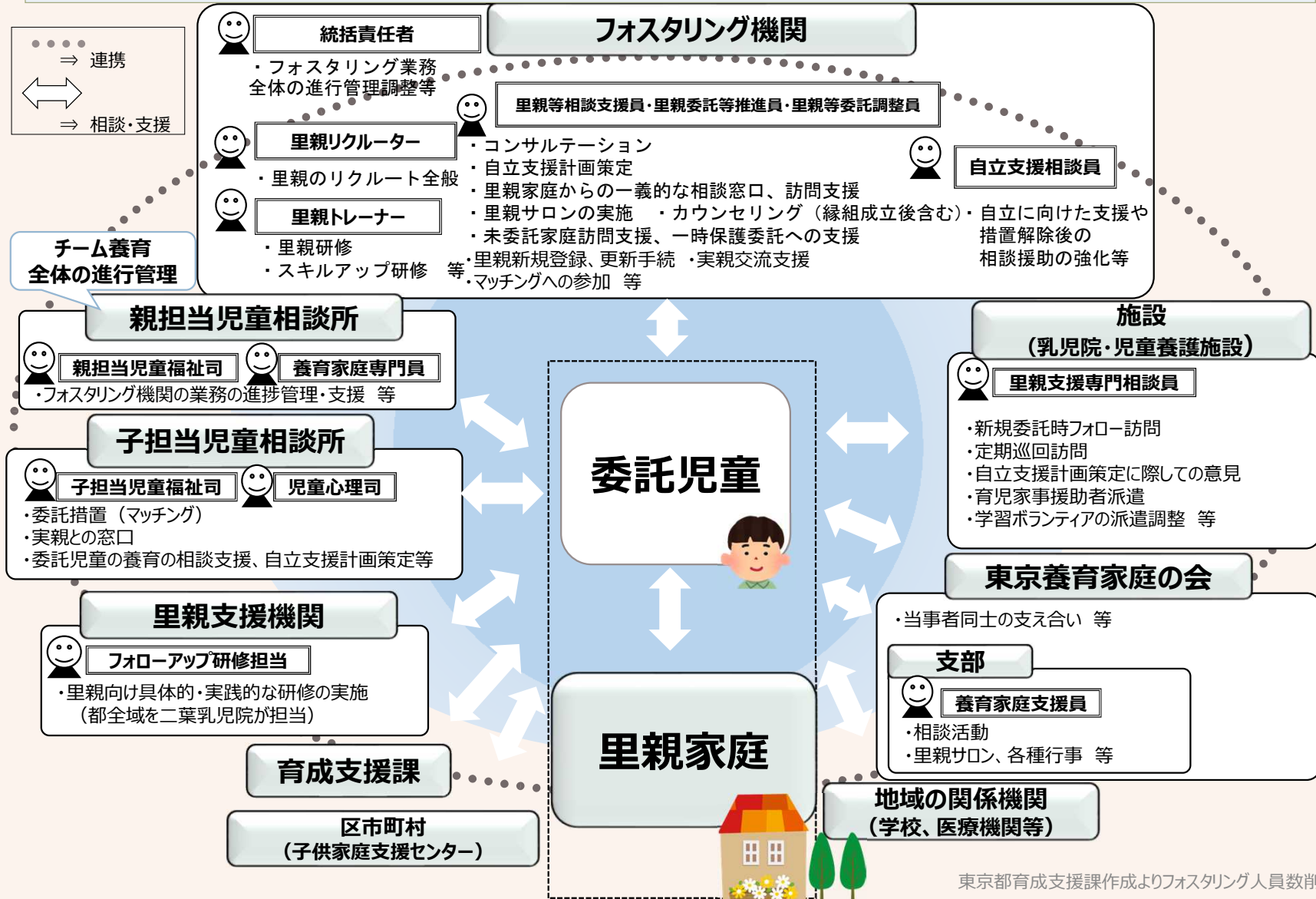
グループ

- 児童相談所ごと
- 入職年数ごと
- 職種ごとグループ・定例週ミーティング
- ワーキンググループ（子どもの権利ノート・キッズプログラム・一時保護・ハンドブック 他）

個別

- 希望者SV・面談
- 対象者SV・面談
- 土曜日フォスタリング機関事務室勤務

7. チーム養育体制について（フォスタリング機関が入っている児童相談所）



8. 東京都内の里親支援専門相談員の業務

○入所児童に対する里親支援

11か所全ての乳児院と35か所程度の児童養護施設に配置

①入所児童の委託推進（里親委託等推進委員会へのリスト提出）

②里親交流中の支援 ③委託後の行事招待等の連絡、相談対応

○担当する地域の里親家庭への支援

①定期巡回訪問・新規フォローアップ訪問

②育児家事援助者派遣 ③学習ボランティア派遣調整

区フォスティング機関（江戸川区、港区、荒川区、板橋区、豊島区、世田谷区）が受付等対応

○レスパイト受け入れ

○管轄地域の里親普及啓発

○里親研修等への講師、里親の施設実習の受け入れ

等

@2023二葉・子どもと里親サポートステーション

9. 二葉・フォスタリングチームの取り組み

広報・
リク
ルート

- 周知・・・パネル展示、体験発表会、SNS、出前講座、広報物 等
- リクルート・・・個別相談会、オンライン相談会 等

研修

- 認定等必修研修 ・トレーニング事業(個別事業) ・テーマ別研修

登録・
調査

- 訪問調査 ・調査書(新規・更新)作成

マッチ
ング

- マッチング ・交流支援 ・委託後支援 ・障害児委託促進事業

養育
支援

- 一時保護支援 ・相談援助・心理支援 ・相互交流 ・夜間休日電話相談
- 養育中支援 ・面会交流、家庭復帰支援 ・里親への措置解除後支援

自立
支援

- リービングケア ・アフターケア ・若者と里親家庭への支援

養親家
庭支援

- 養育相談 ・相互交流 ・子どもへの心理面接 ・ライフストーリーワーク
- 子どもグループワーク ・関係機関連携および調整 ・研修

©2022 二葉・子どもと里親サポートステーション



取り組み事業について

◆ 里親制度等普及促進・リクルート事業

里親リクルーター・区市町村連携コーディネーター

◇ 市町村連携里親制度の普及促進

◆ 里親訪問等支援事業

里親委託等推進員・里親等相談支援員

◇ 障害児里親等委託推進モデル事業

◇ 夜間休日相談支援

◆ 里親委託推進等事業

里親等委託調整員

◇ 親子再統合面会交流支援事業

◇ 子育て短期支援事業における里親の活用

◆ 里親研修・トレーニング事業

里親トレーナー

◇ 未委託家庭個別スキルアップ事業

◇ 認定等にかかる研修

◆ 養育家庭等自立支援強化事業

自立支援相談員

◆ 心理支援

◇ 里親家庭カウンセリング

心理

◆ 養子縁組成立後等家庭個別支援事業（都単独事業）

◇ 子どもに対するLSW,心理療法等支援

研修・里親トレーニング事業

スキルアップ研修

対象：主に未委託の里親家庭

実習や座学、ロールプレイ、集合および個別を併せたパーソナルプログラムの作成

＊研修終了後に里親担当児童相談所へフィードバック

養育体験

対象：主に未委託の里親家庭

児童福祉施設等での半日から一日の参加機会をとおして、子どもを知り、施設職員との関係を深める

施設職員が里親を知る機会

フォローアップ研修

対象：すべての里親家庭
年間15講座程度の研修企画。連続講座や演習等の企画

＊研修場面をとおした里親の状況や悩み等の把握・アセスメント

里親との課題共有

@2023 二葉・子どもと里親サポートステーション

里親等委託調整事業

インテーク

里親希望者に対するリクルートおよびインテーク面接
里親制度相談受付・対応
認定要件の確認
里親希望理由等の把握
制度説明および登録手続き手順の説明など

里親登録書類作成

新規登録および更新手続きなど調査書作成
家庭訪問調査
里親家庭のアセスメント
マッチングのための情報収集
個々の研修組み立てのための情報収集

自立支援計画作成

委託中の子どもの自立支援計画の作成（養育里親・専門里親）
作成にあたっての関係機関との情報共有およびアセスメント（学校訪問等）
子どもの意見聴収

©2023 二葉・子どもと里親サポートステーション

里親委託等推進事業・里親訪問等支援事業

相談援助

マッチングから交流、委託後支援まで、幅広く相談対応を行う。

家庭ごとに担当職員を配置し、日々の相談対応およびアセスメントを行う。

相互交流事業

こどもや家族同士のピアグループの定期的な運営。

イベントや研修、茶話会、おでかけプログラムなど、その地域の家庭にあわせながら企画を設定。

実子含む子ども支援

イベントの開催。実施含む家族支援の実施。

家庭復帰支援や、実親子面会支援。

一時保護委託時支援等

@2023二葉・子どもと里親サポートステーション

里親家庭に対する相談援助の内容

里親希望者に対する支援

- アセスメント
- 調査訪問、研修等によるニーズ把握

里親家庭（実子含む）に対する支援

- マッチング（候補児との関係性）
- 交流等支援 ・関係性の把握
- 委託中、家庭復帰、措置解除時のカウンセリング

里親家庭に対する研修等支援

- 子どもの特性等の説明と理解の把握
- FCP、PCIT、WMP等の研修

子どもに対する相談援助の内容

候補児に 対する支援

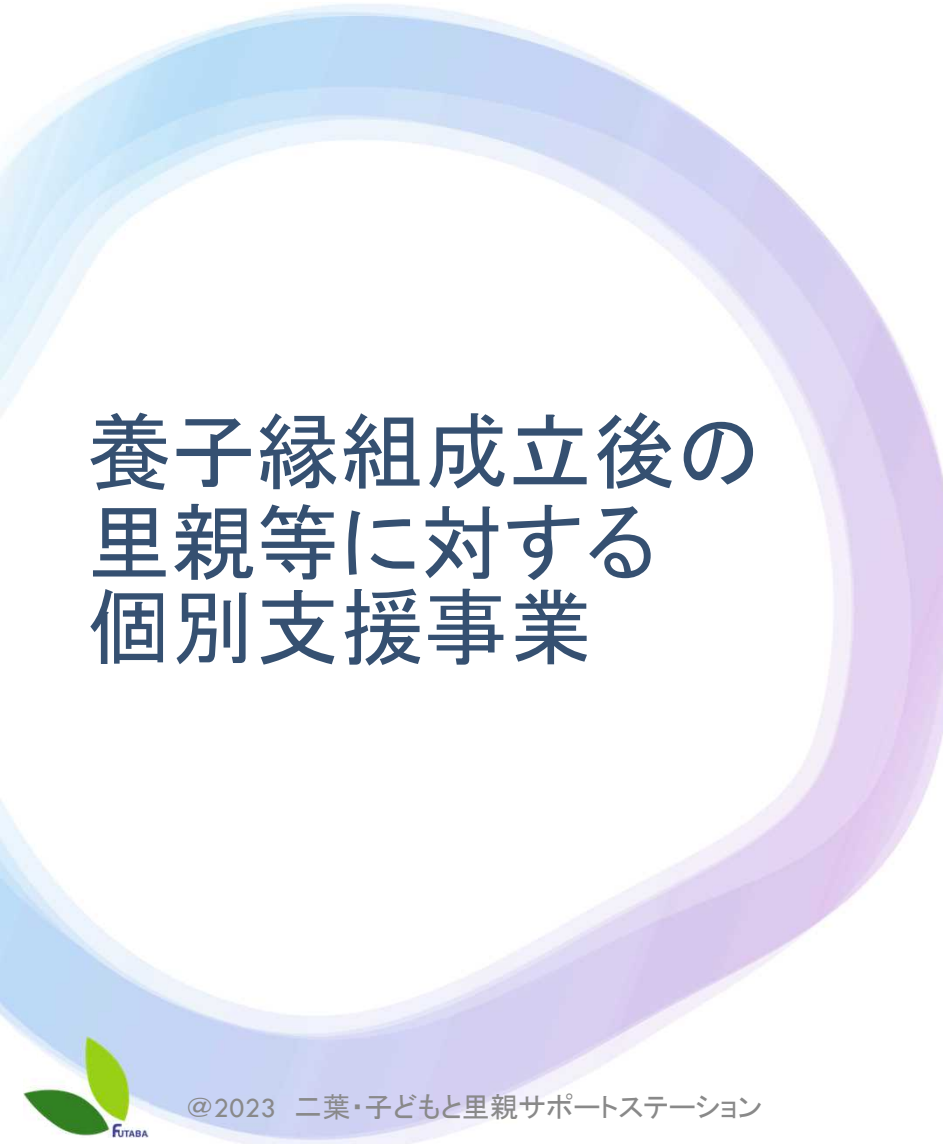
- 発達等含むアセスメント
- マッチングに対する子どもの意見聴取
- 交流中の里親子関係の把握と支援

子ども(実子含む) に対する支援

- 家族全体の把握とアセスメント
- 自立支援 ・実親交流 ・発達等含むアセスメント
- 定期的な子どもの意見表明の聴取

子どもに 対する研修等支援

- プレイセラピー、ライフストーリーワーク、カウンセリング 等
- グループ



養子縁組成立後の 里親等に対する 個別支援事業

STEP1 : 全体研修

STEP2 : 個別オンラインセッション

STEP3 : グループ別セッション(3~5家庭ごと)

* アフターフォローのための茶話会の実施。

ライフストーリーブック作成のお手伝い。

* 関係機関職員向け(児童相談所および施設等)の事例検討会(年2回)実施

半年から1年を通した連続講座で、その間に実際ライフストーリーワークを実施。

子どもや実親の情報収集・・・担当スタッフが東京都と連携して児童相談所や出身施設担当者との直接の情報収集が可能。施設等への訪問などの調整をスタッフが行う。

養育家庭等自立支援強化事業

委託児童への相談等

対象：中学生以上の子ども
および里親家庭
定期的な訪問等面接
情報提供・研修企画
子ども対象のイベント企画
奨学金等情報提供
子どもと実家族のアセスメント

解除後の児童に対する相談

解除後の児童への訪問、
連絡等相談対応
情報提供
里親家庭に対する相談
離職後等支援
通院同行等支援

つなぐ・情報発信

地域機関へつなぐこと
子どもの応援チームづくり
子どものニーズに合わせた
情報収集および発信

リクルート事業



広報啓発

知ってもらう機会を増やす取り組み

イベント参加

広報グッズ等配布

出前講座

企業との連携

里親リクルート

里親になってもらう

個別相談会

オンライン相談会

ホームページ作成

フリーペーパー等活用

多機関連携

各機関との連携のために

説明パンフレットの作成

(学校向け・親族里親・権利ノート・一時保護・眞実告知)

ハンドブックの作成

コンサルテーション

@2023二葉・子どもと里親サポートステーション



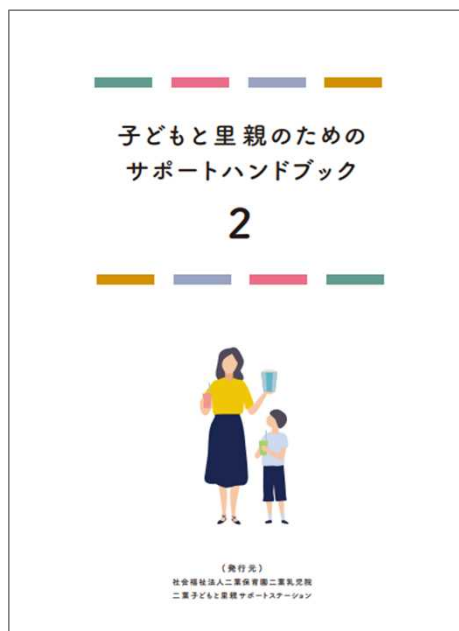
里親と共に学びを深める取り組み

里親家庭のための
子どもの権利ノートGuide Book

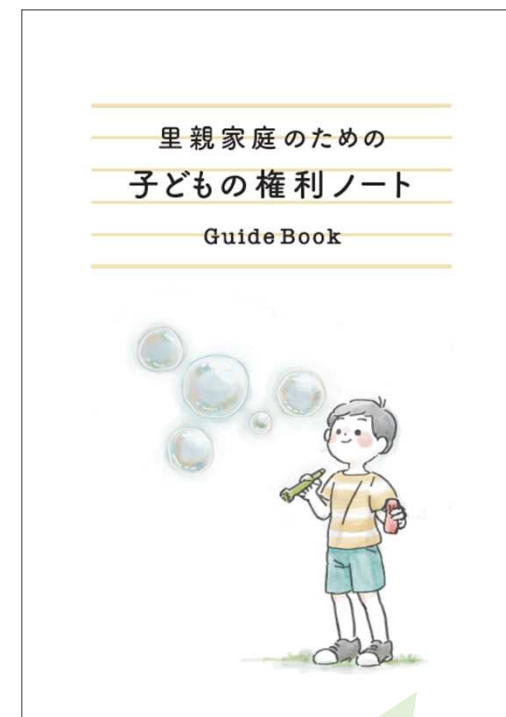
子どもと里親のためのサポートハンドブック1・2



https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20190513_sien_book1.pdf



https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20190513_sien_book2.pdf



子どもに向けた
「権利ノート」も完成!

社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院

二葉・子どもと里親サポートステーション

私たちについて

私たちは、里親支援を専門とする二葉乳児院内にあるフォスタリング(※)チームです。現在は、東京都及び5つの特別区から業務を受託しています。二葉乳児院が掲げる基本方針である「children first」に基づき、子どもにとって何が最善かを子どもや里親家庭と一緒に考えることを大切にしています。また、関係機関と連携しながら、児童相談所とは少し違う立場で、事業をすすめられるよう工夫しています。

※フォスタリングとは、里親の広報・リクルート及びアセスメント、里親家庭向け研修、里親養育への支援、アフターケア等、里親家庭への包括的な支援のことをいいます。

二葉・子どもと里親サポートステーションの受託事業

2009(平成21)年2月	東京都の里親支援機関事業を、モデル事業として児童相談センターにて開始。里親委託等推進員1名配置。
2012(平成24)年4月	都内全児童相談所にて里親支援機関事業開始に伴い、児童相談センター・墨田（現：江東）・北・足立児童相談所に里親委託等推進員を1名ずつ配置。
2016(平成28)年4月	里親開拓コーディネート事業、里親養育スキルアップ事業を開始。
2018(平成30)年4月	各児童相談所に里親等委託調整員1名ずつ配置、里親フォローアップ研修事業を開始。
2020(令和2)年4月	特別区児童相談所設置に伴い、江戸川区にてフォスタリング機関事業、荒川区にて里親支援事業を開始。
2021(令和3)年4月	荒川区、港区にてフォスタリング機関事業を開始。（荒川区フォスタリング機関事業は2023年3月末に委託終了）
2022(令和4)年4月	江東児童相談所、板橋区にてフォスタリング機関事業を開始。
2022(令和4)年12月	豊島区にてフォスタリング機関事業を開始。
2023(令和5)年4月	葛飾区にてフォスタリング機関事業を開始。



子どもの養育支援体制（チーム養育MAP）

「チーム養育」とは、里親家庭と里親家庭を支援する機関がチームを組み、子どもを養育する仕組みです。子どもに関わる地域の様々な機関が、里親養育を理解し、寄り添い、支援するチームの一員です。

委託された子どもと日々の生活を共にし、子どもの安全と健やかな心身の成長を支援する「公的養育」の担い手。

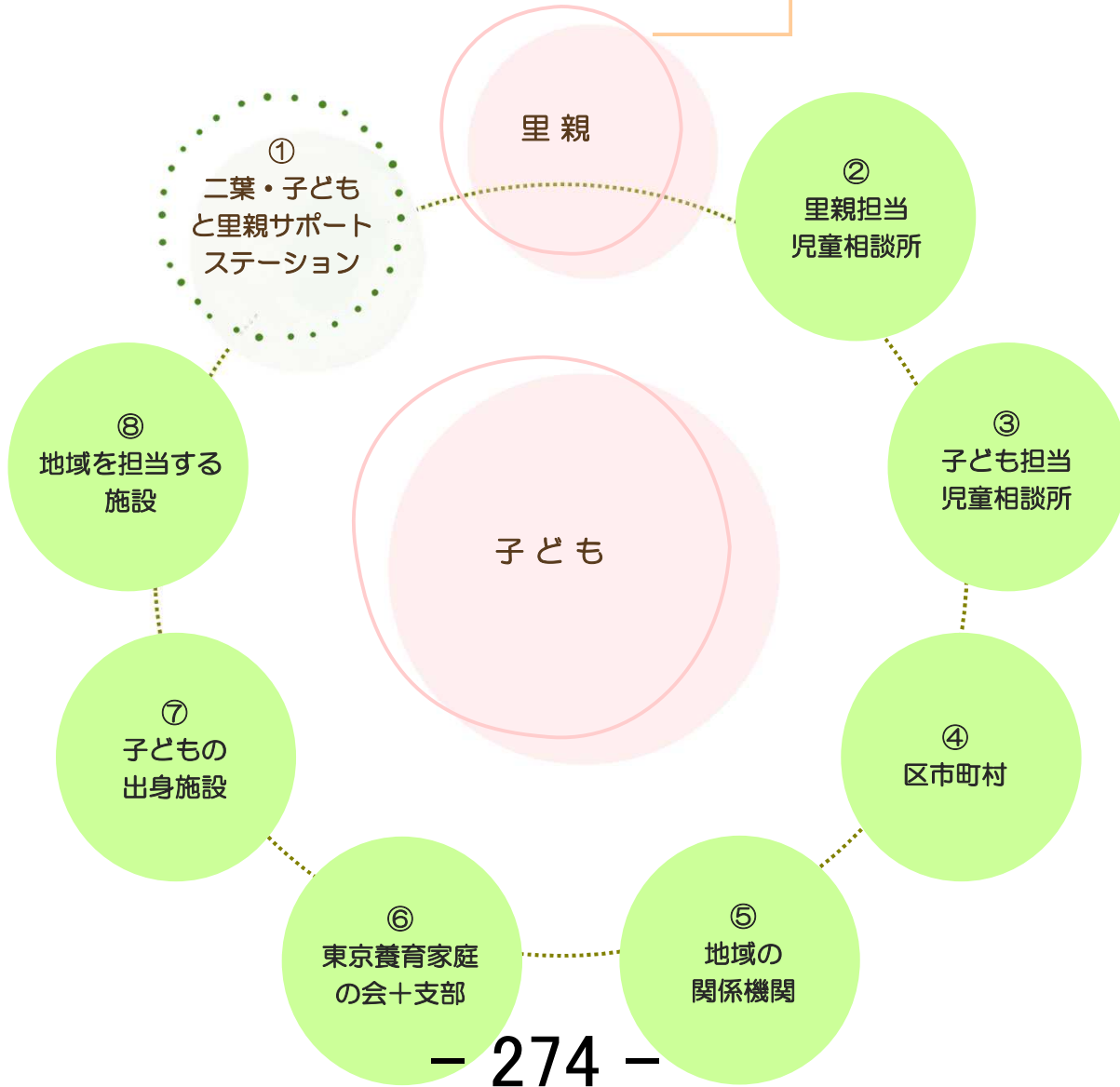


①
民間のノウハウを活かし、児童相談所をはじめとする関係機関と連携しながら、里親家庭への切れ目のない支援等を行う。
※詳細は各チームのパンフレット参照

⑧
児童相談所ごとに割りふられた一定の地域を担当する施設（乳児院・児童養護施設）。新規委託時フォローアップ訪問、里親委託後の定期的なアフターケア等を行う。

⑦
里親家庭に来る前に子どもが生活していた乳児院や児童養護施設等。養育のバトンを里親家庭につなぐ役割を担う。

⑥
認定前・登録後・更新時等の研修の実施、会報の発行、養育家庭の交流会の場の提供等を行う。



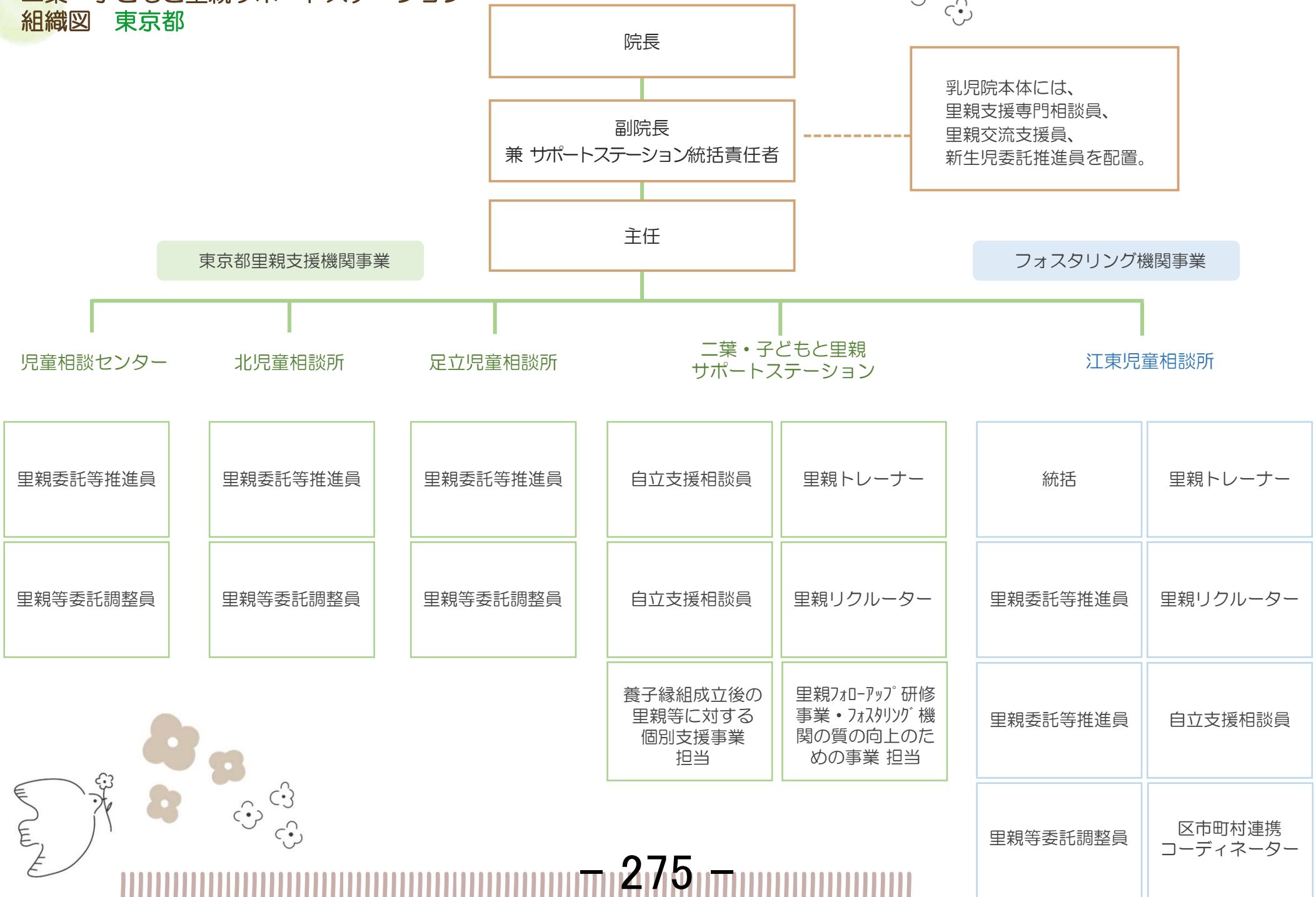
②
里親が住む地域を担当する児童相談所。里親認定・登録から委託までの支援を行う。
※東京都の場合は、本庁の育成支援課が認定登録に係る事務や措置費の支払い等を行う。

③
子どもの養育に関する相談支援、子どもや家庭に関する必要な調査、施設への入退所や里親への委託・解除等の措置決定等を行う。

④
子ども家庭支援センター等、里親が住む自治体の相談窓口。

⑤
保育所、学校、教育委員会、保健センター、発達支援センター、病院等。チーム養育の一員として里親家庭を支援する。

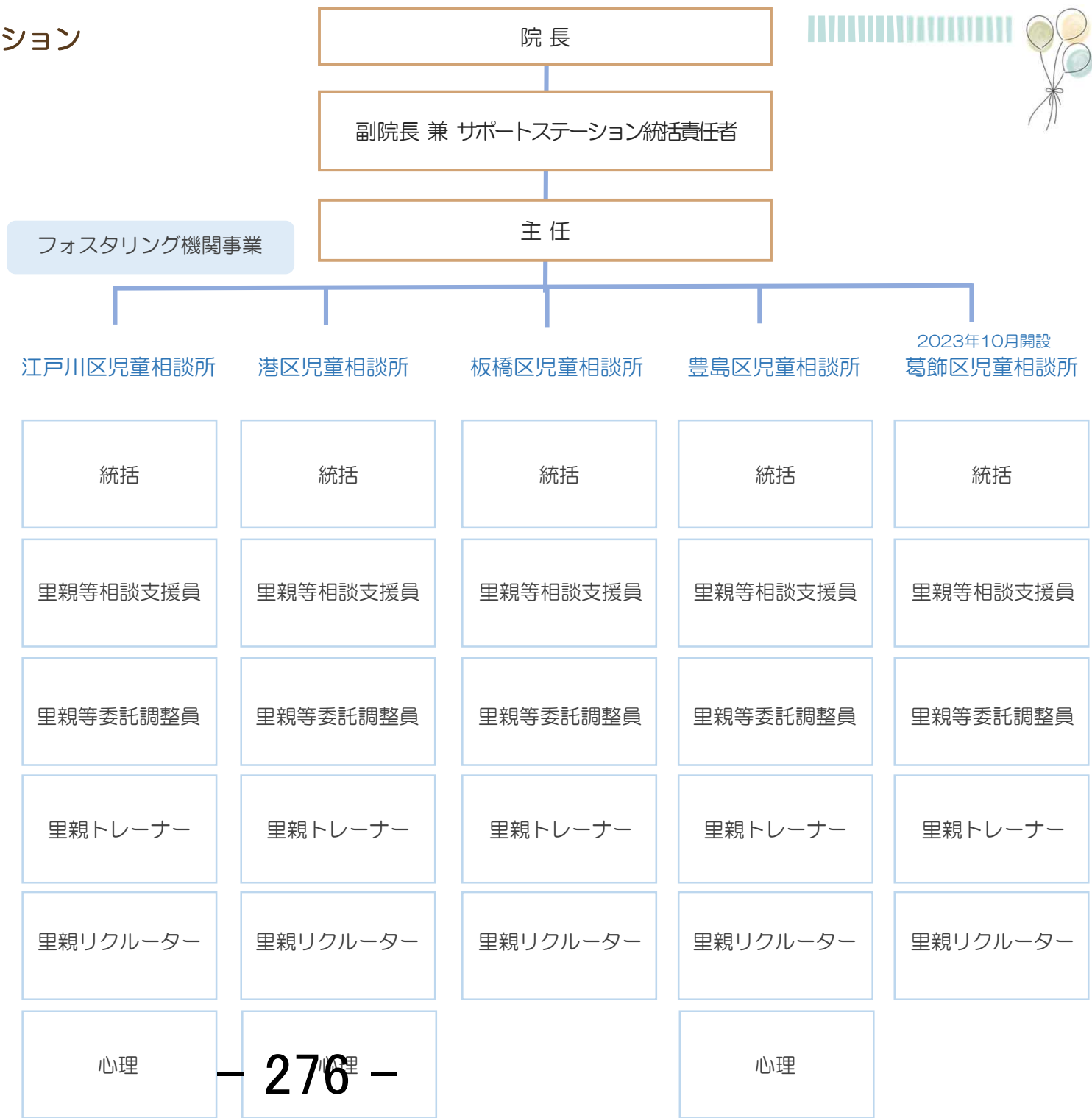
二葉・子どもと里親サポートステーション
組織図 東京都





受託事業以外の取り組み

- 里親支援等についての講師派遣
 - 養子縁組成立後の家庭の支援
 - 養子向けサポートプログラムの実施
 - 里親養育・里親支援に関する情報の発信
 - 『里親家庭の子どものための権利ノート』の発行
 - 植山つる児童福祉研究奨励助成金の助成による書籍『子どもと里親のためのサポートハンドブック1・2』の発行
- ※購入ご希望の方は、二葉・子どもと里親サポートステーション（03-3351-3108）にご連絡ください。
有償配布/各300円
全国社会福祉協議会のウェブサイト（下記QRコード）からもダウンロードしていただけます。



2023/9/7

全国児童相談所長会 事例発表

一時保護所の学習保障 ～教育委員会との連携～

堺市子ども相談所 一時保護所 小積 律子



堺市子ども相談所について

- ◆ 堺市...大阪府の中南部に位置する、大阪府で人口・面積が第二の政令指定都市
人口 約82万人 面積 約150km²
- ◆ 平成18年4月、堺市の政令市移行に伴い、子ども相談所（児童相談所）開設
- ◆ 4課体制
虐待対策課 育成相談課 家庭支援課
一時保護所(課)

一時保護所 キッズ`ステーションさかいについて

- ◆ 平成19年8月 開所
- ◆ 相談部門が執務する「堺市立健康福祉プラザ」から約1.5kmの距離にある単独施設
- ◆ 入所定員 30名 ※個室棟増築等により、R4年度～増員
学齡男子12 学齡女子12 幼児6
- ◆ 平均入所率 R3年度 86.1% R4年度 84.1%
- ◆ 平均入所期間 30日超え
- ◆ 中学生、高校生（中卒児）の入所増加

一時保護所 キッズステーションさかいについて

【堺市一時保護所の基本理念】

「一時保護所業務ハンドブック」より

子どもの安心・安全を確保し

子どもの最善の利益の実現のため

「子どもの権利条約」の精神に基づいて

子どもたちの権利を守るべく、支援する

堺市一時保護所の学習保障

◆学習指導員（教員）の配置

正職教員1名 ※教育委員会と併任兼務

OB教員2名 ※再任用職員を教委より派遣

◆堺市立の小中学校在籍児童

→ 一時保護中は出席扱い

◆在籍校との連携

中学生の定期試験 一時保護所で受験

学習指導員が試験監督

堺市一時保護所の学習保障

【学習指導の目的】

- ◆ 「学習の機会の保障」
- ◆ 子どもの状況や特性、学力に配慮した指導により、学ぶことの楽しさや喜びを体験
- ◆ 生きる力につながる基礎学力の育成・向上
 - ・ 定着
- ◆ 一保解除後のスムーズな学校復帰につながるよう、学習習慣の維持および向上

学習指導員(教員)による学習指導

- ◆生活日課として、学習時間割を設定
(月～土、祝日は除く)
 - 9:25 ～9:35 ホームルーム
講話「今日は何の日」
 - 9:35 ～10:10 ①限目 国語 (漢字)
 - 10:20～10:55 ②限目 算数/数学 (計算)
※ウォーミングアップ 間違い探し
 - 11:05～11:40 ③限目 総合 ※視聴覚教材による授業
- ◆専用の学習室にて (始業終業チャイムあり)
授業 (講話) + 昇級形式のドリル・問題集

在籍校との連携

一時保護開始後速やかに、学習指導員が在籍校（校長・教頭、生徒指導担当、担任他）と連絡を取り合う。状況に応じて、学校教諭との面会を設定

- ◆ 学校での学習や生活の状況等について情報交換
- ◆ 学習教材等の提供
- ◆ 中学生：定期試験の受験
 - 試験範囲表、試験に向けた教材等が届く（必要に応じて、個別学習の時間を設定）
 - 在籍校の試験日程と調整し、学習指導員が試験監督、一時保護所にて実施
 - 子どもの不利益にならないよう採点・評価
 - ※中学3年生は進路相談・指導も
- ◆ 支援学級在籍児：学力~~284~~特性に配慮した教材の提供

高校生の学習保障の課題

- ◆ 高校生（中卒在籍なしを含む）
[現状]ホームルームのみ学習室で参加
その後、居室で個別学習
- ◆ 高校によって対応の違いあり（各校の判断）
出席の扱い、欠席への配慮、
定期試験の受験、代替措置…

個別の事情に応じた個別的配慮が必要

一時保護委託による通学保障

一時保護所からの通学支援（学校への送迎）

社会的自立に向けた学習内容の工夫

教育委員会との連携 これからの取組

- ◆ 教育委員会・在籍校とのさらなる連携強化
校長会、生徒指導部会等を通して、
一時保護中の学習保障について意識共有
(小学校 92校、中学校 43校)
教育センター、適応指導教室との情報交換
- ◆ 学習指導のICT環境の整備を検討
学習室のWi-Fi整備
タブレット端末の導入 等

2023年9月7日（木）全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

中野区児童相談所 一時保護所の実践について

中野区児童相談所副所長 一時保護所長 神谷 万美

本日のお話


1 中野区児童相談所 （１）運営基本方針 （２）こども・家庭を支える相談体制	3
2 一時保護所の取り組み （１）定員・構成等 （２）運営基本方針・行動指針 （３）学習支援 （４）外出 （５）権利擁護	6
3 取り組みを支える基盤	13
4 今後の展開	14

1 中野区児童相談所

中野区は令和4年4月に特別区としては5番目に児童相談所を設置した。

設置にあたっては、以下の実現を目指した。

- 初動から一貫したより迅速な対応
- 地域と連携したきめ細かい支援
- 専門性を高めることによる地域全体の対応力の向上
- こども虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止の体制の確立



人 口	約33万人	(こども人口:3万5千人)
面 積	15.59km ²	
相談受付	1,426件	(うち虐待相談 898件)

(1) 運営基本方針

基本姿勢

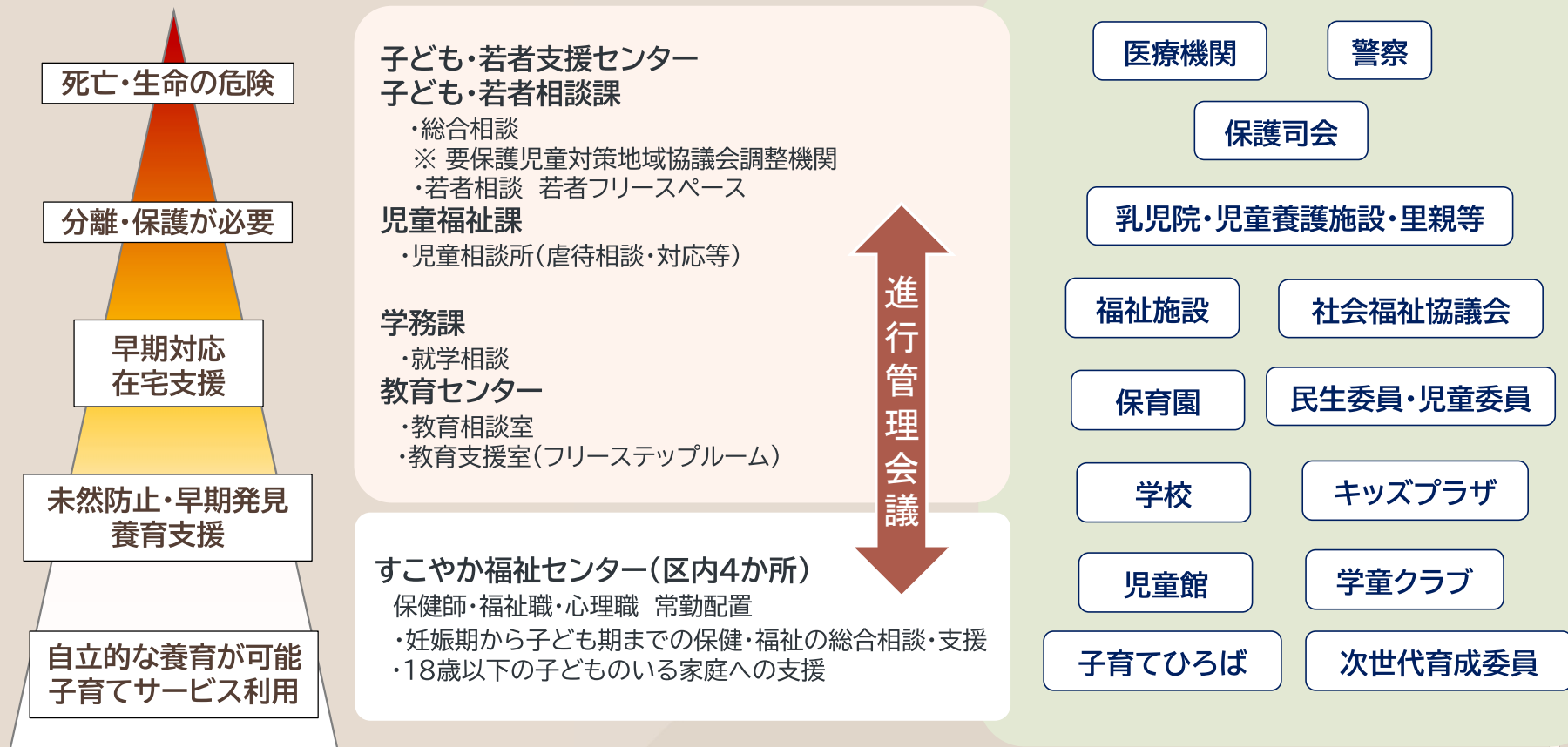
私たちは子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう、努めます。

基本方針・取組

- ①子どもの命、安全を最優先に行動します。
- ②子どもに会い、夢と希望を教えてもらうことから始めます。
- ③家族が主体的に子どもの安全を創り、夢と希望を実現できるように支援します。
- ④支援者、地域、関係機関と手を携え、支援の隙間に落ちることのないよう、家族の取組を支えます。
- ⑤専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。



(2) こども・家庭を支える相談体制



2 一時保護所の取り組み (1) 定員・構成等

- ①定員 12名（幼児2、学齢女子5、学齢男子5）
※令和4年度 年間保護件数 128件(内所内73件)
- ②建物 一時保護所(単独) 1,300㎡程度
- ③構成

居室フロア

午後の自由時間から就寝、翌日の起床までを思い思いに過ごす。共有スペースにはTV、ゲーム、漫画等を配置。居室ではタブレットで映画・音楽を楽しむこともできる。

日中活動フロア

学習、運動、食事等日中活動を中心に過ごす。中央部に上部吹き抜けの中庭デッキ配置、自然の外気や光をじることができる。

個別対応フロア

入所時のインテーク、児童福祉司・心理司等との個別面接、児童養護施設等との顔合わせ、健康診断、静養が必要な時等に必要な諸室を配置。

常勤：所長（兼務）・係長・看護師 日勤
支援員（20人）ローテーション
会計年度：心理療法担当、健康管理支援、
学習支援、生活支援、夜間指導

居室フロア

居室、くつろぎスペース(和室)、
ラウンジ、ウォーターサーバー
キッズルーム、浴室、洗面 等

日中活動フロア

学習室、多目的室、食堂、
プレールーム、中庭デッキ 等

個別対応フロア

ウェルカムルーム、リラックスルーム
相談室、保健室、静養室、厨房 等

吹き抜け

職員事務室

(2) 運営基本方針・行動指針

○子どもの安全を守り、安心して穏やかに過ごせる環境を提供します。

私たちは、子どもの安全を脅かす危険について、常に意識し、危険の未然防止や早期対応を責任を持って行います。

私たちは、家庭的で心地よく楽しいと思える環境を子どもと職員で一緒につくっていきます。

私たちは、子どもが安心して失敗や試行錯誤ができるために、失敗しても責められず、失敗から学び、自分の強みに気づけるように支え励まします。

○子どもの権利とアドボカシーを保障し、一人一人の生活を支援します。

私たちは、子ども自身が大切な存在であることに気づくことができたり、自分の気持ちや想いを表現することが良かったと思える実体験ができるように支援します。

私たちは、子どもが一時保護所でどのように過ごしていくのかを子どもと話し合っ決めていく過程や、子どもの想いや希望が方針や退所後の生活に生かされるように、児童福祉司・児童心理司等と連携協働し、保護者や子どもに関わる支援者に橋渡しをすることを大切にします。

アウトリーチの実践(保護所職員が直接実施)

- 保護者、学校、施設等へのFB
- 医学診断の同席
- 児童福祉審議会への出席 等

(2) 運営基本方針・行動指針

○子どもの想いを受け止め、子どもに寄り添います。

私たちは、子どもの特性や愛着の課題、これまでの背景、大人を試す行動などの姿をまずは受け止め、どのような**想い、悩み、生きづらさ**を抱えているかを子どもから教えてもらいながら、**子どもへの理解を深めます。**

私たちは、特に入所時の関わりは福祉の入り口であり、その後の支援に大きな影響を与えたり、大人になってからの福祉のイメージにも繋がっていくことを常に意識しながら丁寧に関わります。

○専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組めます。

私たちは、エビデンスに基づく実践力を高めるための**学びの機会を確保**します。

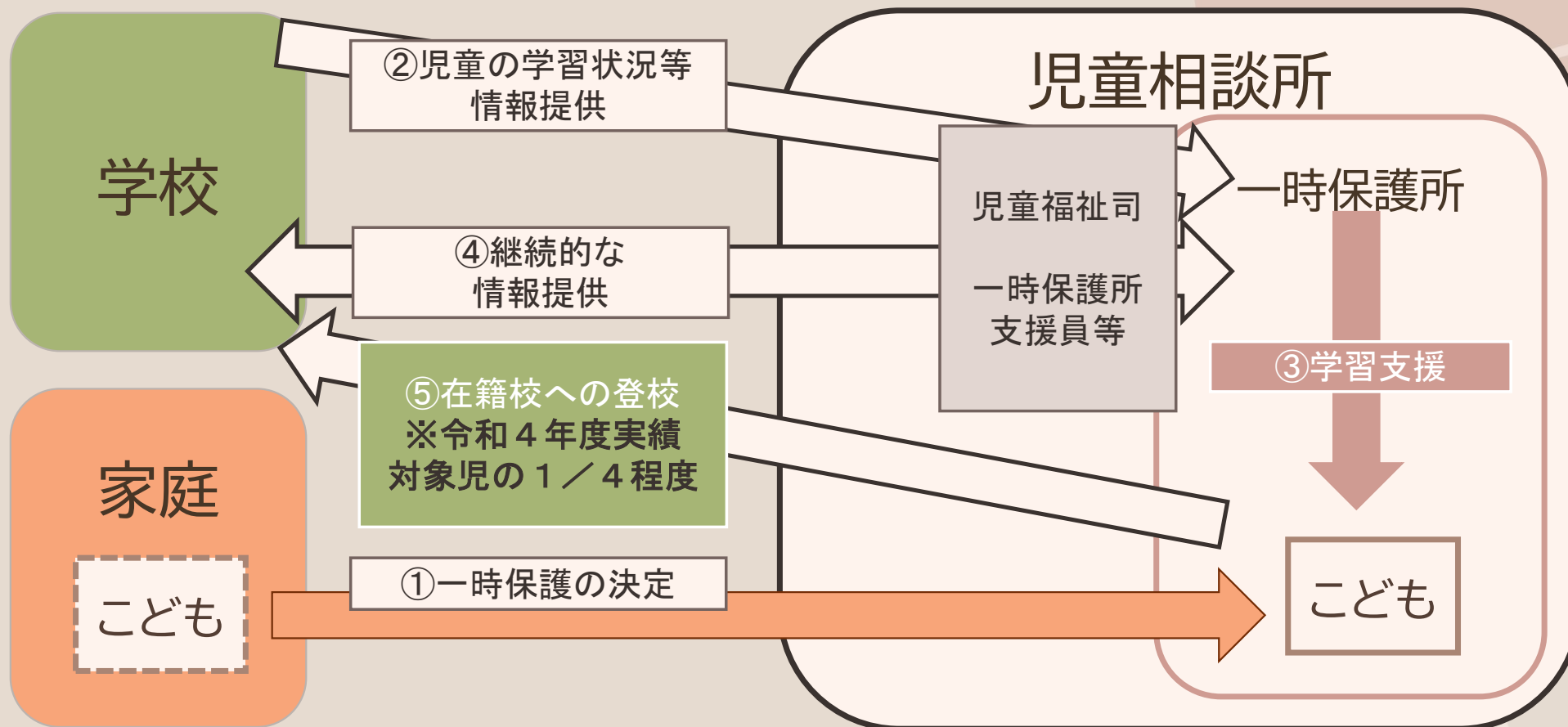
私たちは、**外部からの意見を踏まえ**、常にチームでの支援の振り返りと専門性の学び直しを繰り返していきます。

私たちは、**職員同士**が互いにフラットな**関係性**で率直な意見交換をしたり、相手の立場や意見を尊重することが、**子どもに向き合う態度に繋がることを意識**します。

私たちは、この職場で**働き続けたい、新たな人材が働きたいと思える職場、チームになります。**

(3) 学習支援

学習支援員 3人
英語授業 外部委託
タブレット教材活用あり
生活支援員 2人（登校支援）



(4) 外出

①朝活動 9:10~10:25

朝食後の朝活動。こどもの希望を踏まえて、近隣の公園や図書館等公共施設へ移動し活動。できる限り外気に触れ、体を動かす機会の確保を図っている。

②個別外出等生活支援事業

保護期間2週間以上のこどもが対象。こどもと一緒に計画し、遊戯施設等への外出や買い物等を実施。

事後アンケートで振り返りを行っている。

短期：3,000円／回

長期：12,000円／回

(5) 権利擁護

①インテーク

入所事情がどのような場合であっても「よく来たね」とこどもを受け止め、安心できる場であることを伝え、この機会がこどもにとって福祉の入り口となることを意識している。「入所のしおり」に加え、所内の様子を録画編集した動画を用いるほか、幼児には絵本による説明を実施。

②いちほ会議

「一時保護所がもっと良くなるための方法や考え方」を話し合う場として、心理療法担当職員をファシリテーターとして月3回定期的実施。「心と体のケア・こどもの権利」「アイデア交換」「話し合い」を基本とし、こども自身が会をすすめていく方法も試行している。

③きくぞう会・退所アンケート

一時保護所長・係長がこどもから直接話を聴く機会(きくぞう会)、退所時アンケートを実施している。

④子どもアドボカシー事業:独立アドボカシー

週1回こどもの声を聴くことを専門的に扱う団体からアドボケイトの訪問を受けている。
こどもへのレクチャーの実施や生活場面での関りあいの機会を設ける等、意見表明等を支える環境を整えている。

3 取り組みを支える基盤

一時保護所と相談部門の連携

児相システム・WEB会議
共通研修（サインズ・オブ・セーフティ等）
係横断PT（研修・権利・司法面接等）
自主勉強会 等

経験者、弁護士、医師等 専門的バックアップ

一時保護所でのコンサルテーション
（支援・医療）
こどもレクチャー

財政確保・庁内理解

施設整備等にかかる専門性理解
人材配置の配慮
業務委託（清掃・洗濯・調理）
IT支援（タブレット活用）

人材確保・育成 特別区の横連携

職種・経験年数別人材育成・研修計画
特別区経験者採用・研修所
一時保護所職種間連携

職員フォロー・カウンセリング

心理療法担当職員・契約医療
機関等による支援者支援
共通研修・カウンセリング

4 今後の展開

職員が安心して自信をもって業務を行うことができる環境のもとに、運営基本方針に基づく実践を積み重ね、こどもにとって一時保護所が安全基地となり、次に進み力を蓄え、こどものエンパワメントにつながる機会となるよう、歩みを滞らせず取り組みを続けていく。

■良い実践の維持・継続

運営基本方針・行動指針に基づく実践の積み重ね

■こどものことを決める場面へのこどもの参画

観察会議、援助方針会議へのこども参画 等

援助方針会議へのこども参画 試行中

■こども直筆の気持ちを伝える書面の提出

■WEB会議・オンラインでの気持ちの表明 等

■個々の支援をよりきめ細かく行う仕組みの確立

(仮)いちほ版こどもの権利ノート(こどもの権利・心理教育・リラクゼーション)による導入をベースとし、こども一人ひとりの状況を「こども中心のかかわり」に着目して把握し、生活場面での対応に生かす取り組みを試行中。

The background features a light gray base with several abstract shapes: a large reddish-brown shape on the left, a large olive-green shape on the right, and a white outline of a leaf-like shape on the right. In the top left, there is a faint illustration of a leafy branch.

ありがとうございました

中野区児童相談所